

## 事務官等採用身体検査規則

昭和31年4月18日  
陸上自衛隊達第36—3号

改正	昭和32年6月28日達第150—8—1号	昭和35年1月22日達第150—8—2号
	昭和44年1月30日達第36—6号	昭和45年11月27日達第36—3—1号
	昭和57年4月30日達第122—119号	昭和60年3月29日達第36—6—11号
	平成元年2月10日達第122—127号	平成6年3月25日達第36—3—2号
	平成19年3月15日達第36—3—3号	平成21年2月3日達第122—230号
	平成29年3月24日達第122—280号	平成31年2月19日達第36—3—4号
	平成31年4月19日達第122—302号	令和元年6月27日達第122—303号
	令和3年3月15日達第122—315号	

部隊職員採用身体検査規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

### 事務官等採用身体検査規則

(目的)

第1条 この規則は、陸上自衛隊事務官等（以下「事務官等」という。）の採用に伴う身体検査に関する基準及び実施要領について定めることを目的とする。

(身体検査の実施)

第2条 事務官等の募集及び採用業務を担当する部隊等の長（以下「担当部隊長」という。）は、当該部隊等を支援する駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあっては駐屯地業務を担当する部隊等の長）の支援を受けて身体検査を行うものとする。

2 身体検査は、医師たる隊員が実施し判定するものとする。ただし、医師たる隊員がない場合には、隊員以外の医師に委嘱することができる。

(検査実施基準)

第3条 身体検査の検査項目は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号。以下「健康診断実施規則」という。）別表第2に規定する一般検診、身体計測（視力及び聴力のみとする。）、胸部エックス線検査（間接撮影）及び血圧とする。

2 前項による検査の結果、医師が必要と認める場合には、健康診断実施規則第8条の規定に準じて精密検査を行うものとする。

3 判定は、各検査の結果に基づき総合的に行い、勤務に支障がある者は不合格とする。

(検査項目の省略)

第4条 担当部隊長は、余人をもって代えがたい職務を担当する事務官等を採用しようとする場合は、陸上幕僚長の指示又は承認により、検査項目の一部を省略することができる。

(実施要領)

第5条 身体検査の実施要領は、陸上自衛官採用身体検査実施規則（昭和31陸上自衛隊達第36—1号）第2章の規定を準用する。

(身体検査表の取扱い)

第6条 身体検査の結果は、すべて身体検査表(別表)に記載しなければならない。

- 2 担当部隊長は、採用したものの身体検査表を健康診断実施規則第16条に規定する身体歴につづり込み保管し、その他の身体検査表は1箇年間保存した後、焼却するものとする。

附 則

この規則は、昭和31年4月18日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則(昭和32年6月28日陸上自衛隊達第150—80—1号)

この達は、昭和32年6月28日から施行する。

附 則(昭和35年1月22日陸上自衛隊達第150—8—2号)

この達は、昭和35年1月22日から施行し、昭和35年1月14日から適用する。

附 則(昭和44年1月30日陸上自衛隊達第36—6号抄)

この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年11月27日陸上自衛隊達第36—3—1号)

この達は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和60年3月29日陸上自衛隊達第36—6—11号抄)

- 1 この達は、昭和60年4月1日から施行する。(ただし書略)

附 則(平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号)

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(平成6年3月25日陸上自衛隊達第36—3—2号)

- 1 この達は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則(平成19年3月15日陸上自衛隊達第36—3—3号)

- 1 この達は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則(平成29年3月24日陸上自衛隊達第122—280号)

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月19日陸上自衛隊達第36—3—4号)

この達は、平成31年2月27日から施行する。

附 則(平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号)

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号)

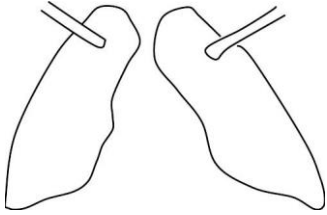
- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。



(裏)

9	胸部	その他( )
	(所見) 直接撮影No. _____  病型 ( ) 喀痰： 血沈：( $\frac{1}{\text{ミリ}}$ 時間値 ) <small>2時間値 ミリ</small> その他の検査	(所見)
精 密 検 査	判定	判定
	合格	不合格
10 判定		
11 判定 官	官職： 氏名：	